

1. 修了要件・履修上の注意

【10年次生以降】

標準(3年制)
コ－ス

●修了要件：進級要件・退学要件

修了要件：93単位〔必修68単位、選択必修22単位（法律実務基礎科目6単位、基礎法学・隣接科目4単位、展開・先端科目12単位）、選択として法律基本科目以外の科目から3単位〕（企業取引法、法学入門については、単位を修得しても修了要件単位数に算入しない。）以上修得し、各年次のGPAが1.0を下回らないこと。

進級要件：1年次は必修24単位、2年次は当該年次の必修20単位を含む24単位を修得し、各年次のGPAが1.0を下回らないこと。

退学要件：同一年次に通算4セメスター（休学期間を除く）を超えて留まることはできない。ただし春学期が4セメスター目に当たる場合に限り、当該年度の秋学期まで同一年次での在籍とする。この場合は、当該年度の秋学期休学は認められない。なお、半期休学によって履修に不都合が生じても特例の措置はとらない。休学前に履修計画を検討すること。

●履修上の注意

① 履修登録単位数の上限

履修登録単位数は、1・2年次は36単位（1年次生については法学入門を履修〔学事センターで登録〕した場合に限り38単位）まで、3年次は44単位までとし、これを超えて履修登録することはできない。なお、履修中止をしても最高履修限度の登録単位数に含まれるので注意すること。

また、早稲田大学大学院法務研究科との単位互換により履修する授業科目の単位数は、選択科目（その他）に算入される。

② 「法情報調査」の受講

入学時、「法情報調査」の講義を集中で行うので、全員必ず受講すること。

③ 必須科目の履修とその前提科目の単位修得

前提科目とは、特定の科目の履修にあたり、既に単位を修得していなければならない科目をいう。下表の左側に位置する科目を履修するには、右側の前提科目の単位修得が条件となる。進級要件の必要単位数を修得して進級した場合でも、下表の必修科目については、必要な前提科目を修得していない限り、その科目の履修は認められない。

配当年次	科目名	前提科目	配当年次	科目名	前提科目
2年次	憲法	憲法基礎	3年次	公法（総合）	憲法基礎、行政法基礎の2科目、並びに憲法、行政法から1科目以上
	行政法	行政法基礎		民事法（総合）	民法基礎Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、商法基礎及び民事訴訟法基礎の5科目、並びに民法Ⅰ・Ⅱ、商法Ⅰ・Ⅱ、民事訴訟法Ⅰ・Ⅱから2科目以上
	民法Ⅰ	民法基礎Ⅰ 民法基礎Ⅱ 民法基礎Ⅲ		刑事法（総合）	刑法基礎、刑事訴訟法基礎並びに刑法、刑事訴訟法から1科目以上
	民法Ⅱ	民法基礎Ⅰ 民法基礎Ⅱ 民法基礎Ⅲ		訴訟実務基礎（民事）	民法基礎Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、商法基礎及び民事訴訟法基礎の5科目、並びに民法Ⅰ・Ⅱ、商法Ⅰ・Ⅱ、民事訴訟法Ⅰ・Ⅱから2科目以上
	商法Ⅰ	商法基礎		訴訟実務基礎（刑事）	刑法基礎、刑事訴訟法基礎並びに刑法、刑事訴訟法から1科目以上
	商法Ⅱ	商法基礎			
	民事訴訟法Ⅰ	民事訴訟法基礎			
	民事訴訟法Ⅱ	民事訴訟法基礎			
	刑法	刑法基礎			
刑事訴訟法	刑事訴訟法基礎				

④ 指定外クラスの履修

指定外クラスの履修が必要な場合は、必ず指定期間内（掲示予定）に法科大学院事務室に所定の申請書を提出すること。許可された場合、学事センターが登録するので、必ず各自で登録を確認すること。

- ⑤ 再履修クラス
進級した後に、進級前の年次に担当されている必修科目を再履修しようとする場合は、みずからの属するクラス（Aであれば2A，Bであれば2B）で履修登録すること。時間割上、進級後の年次の他の必修科目の開講時間と重なるときは、例外的に進級後の年次の必修科目について、クラスを替える措置を取ることがある。指定外クラスの履修については、④の手続によること。クラス替えをしても開講時間が重複する場合は、進級前の年次に担当されている必修科目の履修を優先し、その結果履修することができなかった進級後の年次の必修科目の履修は、さらに次の年次に履修することとする。
- ⑥ 留年の場合の科目履修
留年した場合、既に単位修得した科目を取り直す必要はない。
なお、留年した場合、次の年次以降の必修科目および法律実務基礎科目を履修することはできないが、法律実務基礎科目以外の選択必修科目および選択科目については、個別の申請によって、年次指定を外して履修できる場合がある。
- ⑦ 法律実務基礎科目の履修と予備登録
選択必修科目である法律実務基礎科目（6単位）は、以下のとおり、必ず履修すること。
なお、これらの科目は、事前に希望調査（予備登録）を行った上で、人数調整を行う。この予備登録の結果に従って学事センターが登録するので、必ず各自で登録を確認すること。履修を変更・中止することはできない。
A群・実務演習科目：1科目（2単位）以上必ず修得すること。なお、3年次生でも受講者数によっては履修できる場合もある。
B群・実務科目：2科目（4単位）以上必ず修得すること。
- ⑧ 各科目群で認められる修得単位を超えた単位の取扱い
選択必修科目である法律実務基礎科目（A群・B群）から6単位を超えて修得した単位、基礎法学・隣接科目から4単位を超えて修得した単位、展開・先端科目から12単位を超えて修得した単位は、いずれも選択科目として、修了に必要な単位（3単位）に算入される。
- ⑨ リーガルクリニックの履修
リーガルクリニックは、春学期・秋学期同内容で開講するが、各学期15名を上限とする。履修できるのは、いずれか1学期に限る。
- ⑩ エクスターンシップへの派遣と履修希望調査
エクスターンシップは、派遣期間が春・夏期休暇中だが、事前に履修希望を調査した上、派遣先を決定する。派遣が決まった者は、所定の事前授業に必ず出席すること。また、エクスターンシップに派遣された者は、派遣後、直近の学期にて学事センターが登録するので、必ず各自で登録を確認すること。なお、夏期休暇中のエクスターンシップについては、派遣決定が春学期途中になされるので、履修予定者は、最高履修限度の単位数を超えないように、あらかじめ年間履修計画を立てて登録を行うこと。エクスターンシップの派遣が決まっても、予備登録で認められた他のB群科目の履修を変更・中止することはできない
- ⑪ 自主研究・論文作成
1) 自主研究・論文作成の単位を修得しようとする学生は、次の要領で論文を提出しなければならない。
1. 論文の字数 2万字程度
2. 提出期限 その年度において教授会が定める日時
3. 提出先 法科大学院事務室
2) 提出された論文は、授業担当者及び法科大学院長が指名する教員1名による審査を受けなければならない。

【07 年次生以降】

標準(3年制) コース

●修了要件：進級要件・退学要件

修了要件：93 単位 [必修 68 単位， 選択必修 22 単位 (法律実務基礎科目 6 単位， 基礎法学・隣接科目 4 単位， 展開・先端科目 12 単位)， 選択として法律基本科目以外の科目から 3 単位] (企業取引法については， 単位を修得しても修了要件単位数に算入しない。)

進級要件：1 年次は必修 24 単位， 2 年次は当該年次の必修 20 単位を含む 24 単位を進級の要件とする。

退学要件：同一年次に通算 4 セメスター (休学期間を除く) を超えて留まることはできない。ただし春学期が 4 セメスター目に当たる場合に限り， 当該年度の秋学期まで同一年次での在籍とする。この場合は， 当該年度の秋学期休学は認められない。なお， 半期休学によって履修に不都合が生じても特例の措置はとらない。休学前に履修計画を検討すること。

●履修上の注意

① 履修登録単位数の上限

履修登録単位数は， 1・2 年次は 36 単位まで， 3 年次は 44 単位までとし， これを超えて履修登録することはできない。なお， 履修中止をしても最高履修限度の登録単位数に含まれるので注意すること。

また， 早稲田大学大学院法務研究科との単位互換により履修する授業科目の単位数は， 選択科目 (その他) に算入される。

② 「法情報調査 (法学入門)」 の受講

入学時， 「法情報調査 (法学入門)」 の講義を集中で行うので， 全員必ず受講すること。

③ 必須科目の履修とその前提科目の単位修得

前提科目とは， 特定の科目の履修にあたり， 既に単位を修得していなければならない科目をいう。下表の左側に位置する科目を履修するには， 右側の前提科目の単位修得が条件となる。進級要件の必要単位数を修得して進級した場合でも， 下表の必修科目については， 必要な前提科目を修得していない限り， その科目の履修は認められない。

配当年次	科目名	前提科目	配当年次	科目名	前提科目
2 年次	憲法	憲法基礎	3 年次	公法 (総合)	憲法基礎， 行政法基礎の 2 科目， 並びに憲法， 行政法から 1 科目以上
	行政法	行政法基礎		民事法 (総合)	民法基礎 I・II・III， 商法基礎及び民事訴訟法基礎の 5 科目， 並びに民法 I・II， 商法， あるいは商法 I・II， 民事訴訟法 I・II から 2 科目以上
	民法 I	民法基礎 I 民法基礎 II 民法基礎 III		刑事法 (総合)	刑法基礎， 刑事訴訟法基礎 並びに刑法， 刑事訴訟法， あるいは刑事訴訟法 I・II* から 1 科目以上
	民法 II	民法基礎 I 民法基礎 II 民法基礎 III		訴訟実務基礎 (民事)	民法基礎 I・II・III， 商法基礎及び民事訴訟法基礎の 5 科目， 並びに民法 I・II， 商法， あるいは商法 I・II， 民事訴訟法 I・II から 2 科目以上
	商法 I	商法基礎		訴訟実務基礎 (刑事)	刑法基礎， 刑事訴訟法基礎 並びに刑法， 刑事訴訟法， あるいは刑事訴訟法 I・II* から 1 科目以上
	商法 II	商法基礎			
	民事訴訟法 I	民事訴訟法基礎			
	民事訴訟法 II	民事訴訟法基礎			
	刑法	刑法基礎			
刑事訴訟法	刑事訴訟法基礎				

※2008年度， 「刑事訴訟法」 (4 単位) は， 「刑事訴訟法 I」 (2 単位)， 「刑事訴訟法 II」 (2 単位) に分割開講された。2009年度以降 3 年次に進級できず 2 年次にとどまる場合， 2010年度以降における「刑事法 (総合)」 と「訴訟実務基礎 (刑事)」 の前提科目は， 「刑法， 民事訴訟法， あるいは刑事訴訟法 I， 刑事訴訟法 II の 4 科目のうち 1 科目以上」 である。

④ 指定外クラスの履修

指定外クラスの履修が必要な場合は， 必ず指定期間内 (掲示予定) に法科大学院事務室に所定の申請書を提出すること。許可された場合， 学事センターが登録するので， 必ず各自で登録を確認すること。

- ⑤ 再履修クラス
進級した後に、進級前の年次に担当されている必修科目を再履修しようとする場合は、みずからの属するクラス（Aであれば2A，Bであれば2B）で履修登録すること。時間割上、進級後の年次の他の必修科目の開講時間と重なるときは、例外的に進級後の年次の必修科目について、クラスを替える措置を取ることがある。指定外クラスの履修については、④の手続によること。クラス替えをしても開講時間が重複する場合は、進級前の年次に担当されている必修科目の履修を優先し、その結果履修することができなかった進級後の年次の必修科目の履修は、さらに次の年次に履修することとする。
- ⑥ 留年の場合の科目履修
留年した場合、既に単位修得した科目を取り直す必要はない。
なお、留年した場合、次の年次以降の必修科目および法律実務基礎科目を履修することはできないが、法律実務基礎科目以外の選択必修科目および選択科目については、個別の申請によって、年次指定を外して履修できる場合がある。
- ⑦ 法律実務基礎科目の履修と予備登録
選択必修科目である法律実務基礎科目（6単位）は、以下のとおり、必ず履修すること。
なお、これらの科目は、事前に希望調査（予備登録）を行った上で、人数調整を行う。この予備登録の結果に従って学事センターが登録するので、必ず各自で登録を確認すること。履修を変更・中止することはできない。
A群・実務演習科目：1科目（2単位）以上必ず修得すること。なお、3年次生でも受講者数によっては履修できる場合もある。
B群・実務科目：2科目（4単位）以上必ず修得すること。
- ⑧ 各科目群で認められる修得単位を超えた単位の取扱い
選択必修科目である法律実務基礎科目（A群・B群）から6単位を超えて修得した単位、基礎法学・隣接科目から4単位を超えて修得した単位、展開・先端科目から12単位を超えて修得した単位は、いずれも選択科目として、修了に必要な単位（3単位）に算入される。
- ⑨ リーガルクリニックの履修
リーガルクリニックは、春学期・秋学期同内容で開講するが、各学期15名を上限とする。履修できるのは、いずれか1学期に限る。
- ⑩ エクスターンシップへの派遣と履修希望調査
エクスターンシップは、派遣期間が春・夏期休暇中だが、事前に履修希望を調査した上、派遣先を決定する。派遣が決まった者は、所定の事前授業に必ず出席すること。また、エクスターンシップに派遣された者は、派遣後、直近の学期にて学事センターが登録するので、必ず各自で登録を確認すること。なお、夏期休暇中のエクスターンシップについては、派遣決定が春学期途中になされるので、履修予定者は、最高履修限度の単位数を超えないように、あらかじめ年間履修計画を立てて登録を行うこと。エクスターンシップの派遣が決まっても、予備登録で認められた他のB群科目の履修を変更・中止することはできない
- ⑪ 自主研究・論文作成
1) 自主研究・論文作成の単位を修得しようとする学生は、次の要領で論文を提出しなければならない。
1. 論文の字数 2万字程度
2. 提出期限 その年度において教授会が定める日時
3. 提出先 法科大学院事務室
2) 提出された論文は、授業担当者及び法科大学院長が指名する教員1名による審査を受けなければならない。
- ⑫ 重複履修の禁止
以下の科目については、重複履修できない。

変更前			変更後	
開講年度	科目名		開講年度	科目名
～2007	刑事訴訟法（4単位）	→	2008 2008 2009～	刑事訴訟法Ⅰ（2単位） 刑事訴訟法Ⅱ（2単位） 刑事訴訟法（4単位）
～2008	エクスターンシップ（2単位）	→	2009～ 2009～	エクスターンシップⅠ（1単位） エクスターンシップⅡ（1単位）
～2009	商法（4単位）	→	2010～ 2010～	商法Ⅰ（2単位） 商法Ⅱ（2単位）
～2009	要件事実（2単位）	→	2010～	要件事実と法曹実務（2単位）

●修了要件・進級要件・退学要件

修了要件：65単位〔必修38単位，選択必修22単位（法律実務基礎科目6単位，基礎法学・隣接科目4単位，展開・先端科目12単位），選択として5単位〕

進級要件：必修20単位を含む24単位を進級の要件とする。

退学要件：同一年次に通算4セメスター（休学期間を除く）を超えて留まることはできない。ただし春学期が4セメスター目に当たる場合に限り，当該年度の秋学期まで同一年次での在籍とする。この場合は，当該年度の秋学期休学は認められない。なお，半期休学によって履修に不都合が生じても特例の措置はとらない。休学前に履修計画を検討すること。

●履修上の注意

① 履修登録単位数の上限

履修登録単位数は，2年次は36単位まで，3年次は44単位までとし，これを超えて履修登録することはできない。なお，履修中止をしても最高履修限度の登録単位数に含まれるので注意すること。

また，早稲田大学大学院法務研究科との単位互換により履修する授業科目の単位数は，選択科目（その他）に算入される。

② 必須科目の履修とその前提科目の単位修得

前提科目とは，特定の科目の履修にあたり，既に単位を修得していなければならない科目をいう。下表の左側に位置する科目を履修するには，右側の前提科目の単位修得が条件となる。進級要件の必要単位数を修得して進級した場合でも，下表の必修科目については，必要な前提科目を修得していない限り，その科目の履修は認められない。

配当年次	科目名	前提科目
3年次	公法（総合）	憲法，行政法から1科目以上
	民事法（総合）	民法Ⅰ・Ⅱ，商法，あるいは商法Ⅰ・Ⅱ，民事訴訟法Ⅰ・Ⅱから2科目以上
	刑事法（総合）	刑法，刑事訴訟法，あるいは刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ*から1科目以上
	訴訟実務基礎（民事）	民法Ⅰ・Ⅱ，商法，あるいは商法Ⅰ・Ⅱ，民事訴訟法Ⅰ・Ⅱから2科目以上
	訴訟実務基礎（刑事）	刑法，刑事訴訟法，あるいは刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ*から1科目以上

※2008年度，「刑事訴訟法」（4単位）は，「刑事訴訟法Ⅰ」（2単位），「刑事訴訟法Ⅱ」（2単位）に分割開講された。2009年度以降3年次に進級できず2年次にとどまる場合，2010年度以降における「刑事法（総合）」と「訴訟実務基礎（刑事）」の前提科目は，「刑法，刑事訴訟法，あるいは刑事訴訟法Ⅰ，刑事訴訟法Ⅱの4科目のうち1科目以上」である。

③ 指定外クラスの履修

指定外クラスの履修が必要な場合は，必ず指定期間内（掲示予定）に法科大学事務室に所定の申請書を提出すること。許可された場合，学事センターが登録するので，必ず各自で登録を確認すること。

④ 再履修クラス

進級した後に，進級前の年次に配当されている必修科目を再履修しようとする場合は，みずからの属するクラス（Aであれば2A，Bであれば2B）で履修登録すること。時間割上，進級後の年次の他の必修科目の開講時間と重なるときは，例外的に進級後の年次の必修科目について，クラスを替える措置を取ることがある。指定外クラスの履修については，③の手続によること。クラス替えをしても開講時間が重複する場合は，進級前の年次に配当されている必修科目の履修を優先し，その結果履修することができなかった進級後の年次の必修科目の履修は，さらに次の年次に履修することとする。

⑤ 留年の場合の科目履修

留年した場合、既に単位を修得した科目を取り直す必要はない。

なお、留年した場合、次年次以降の必修科目および法律実務基礎科目を履修することはできない。法律実務基礎科目以外の選択必修科目および選択科目については、個別の申請によって、年次指定を外して履修できる場合がある。

⑥ 法律実務基礎科目の履修と予備登録

選択必修科目である法律実務基礎科目（6単位）は以下のとおり、必ず履修すること。なお、これらの科目は、事前に希望調査（予備登録）を行った上で、人数調整を行う。この予備登録の結果に従って学事センターが登録するので、必ず各自で登録を確認すること。

A群・実務演習科目：1科目（2単位）以上必ず修得すること。なお、3年次生でも受講者数によっては履修できる場合もある。

B群・実務科目：2科目（4単位）以上必ず修得すること。

⑦ 各科目群で認められる修得単位を超えた単位の取扱い

選択必修科目である法律実務基礎科目（A群・B群）から6単位を超えて修得した単位、基礎法学・隣接科目から4単位を超えて修得した単位、展開・先端科目から12単位を超えて修得した単位は、いずれも選択科目として、修了に必要な単位（5単位）に算入される。

⑧ リーガルクリニックの履修

リーガルクリニックは、春学期・秋学期同内容で開講するが、各学期15名を上限とする。履修できるのは、いずれか1学期に限る。

⑨ エクスターンシップへの派遣と履修希望調査

エクスターンシップは、派遣期間が春・夏期休暇中だが、事前に履修希望を調査した上、派遣先を決定する。派遣が決まった者は、所定の事前授業に必ず出席すること。また、エクスターンシップに派遣された者は、派遣後、直近の学期にて学事センターが登録するので、必ず各自で登録を確認すること。なお、夏期休暇中のエクスターンシップについては、派遣決定が春学期途中になされるので、履修予定者は、最高履修限度の単位数を超えないように、あらかじめ年間履修計画を立てて登録を行うこと。エクスターンシップの派遣が決まっても、予備登録で認められた他のB群科目の履修を変更・中止することはできない

⑩ 自主研究・論文作成

1) 自主研究・論文作成の単位を修得しようとする学生は、次の要領で論文を提出しなければならない。

1. 論文の字数 2万字程度
2. 提出期限 その年度において教授会が定める日時
3. 提出先 法科大学院事務室

2) 提出された論文は、授業担当者及び法科大学院長が指名する教員1名による審査を受けなければならない。

⑪ 重複履修の禁止

以下の科目については、重複履修できない。

変更前			変更後	
開講年度	科目名		開講年度	科目名
～2007	刑事訴訟法（4単位）	→	2008 2008 2009～	刑事訴訟法Ⅰ（2単位） 刑事訴訟法Ⅱ（2単位） 刑事訴訟法（4単位）
～2008	エクスターンシップ（2単位）	→	2009～ 2009～	エクスターンシップⅠ（1単位） エクスターンシップⅡ（1単位）
～2009	商法（4単位）	→	2010～ 2010～	商法Ⅰ（2単位） 商法Ⅱ（2単位）
～2009	要件事実（2単位）	→	2010～	要件事実と法曹実務（2単位）

【06 年次生以前】

標準(3年制) コース

●修了要件・進級要件・退学要件

修了要件：93 単位 [必修 67 単位，選択必修 6 単位 (A 群 2 単位，B 群 4 単位)，選択 20 単位 (a・b 群から 10 単位以上)]

進級要件：1 年次は必修 24 単位，2 年次は当該年次の必修 20 単位を含む 24 単位を進級の要件とする。

退学要件：同一年次に通算 4 セメスター (休学期間を除く) を超えて留まることはできない。ただし春学期が 4 セメスター目に当たる場合に限り，当該年度の秋学期まで同一年次での在籍とする。この場合は，当該年度の秋学期休学は認められない。なお，半期休学によって履修に不都合が生じても特例の措置はとらない。休学前に履修計画を検討すること。

●履修上の注意

① 履修登録単位数の上限

履修登録単位数は，1・2 年次は 36 単位まで，3 年次は 44 単位までとし，これを超えて履修登録することはできない。なお，履修中止をしても最高履修限度の登録単位数に含まれるので注意すること。

また，早稲田大学大学院法務研究科との単位互換により履修する授業科目の単位数は，選択科目 (その他) に算入される。

② 必須科目の履修とその前提科目の単位修得

前提科目とは，特定の科目の履修にあたり，既に単位を修得していなければならない科目をいう。下表の左側に位置する科目を履修するには，右側の前提科目の単位修得が条件となる。進級要件の必要単位数を修得して進級した場合でも，下表の必修科目については，必要な前提科目を修得していない限り，その科目の履修は認められない。

配当年次	科目名	前提科目	配当年次	科目名	前提科目
2 年次	公法 I	憲法基礎	3 年次	民事法 (総合)	民法 I 民法 II 商法 商法 I 商法 II 民事訴訟法 I 民事訴訟法 II 上記 7 科目の中から 2 科目以上
	公法 I	行政法基礎			
	民法 I	民法基礎 I 民法基礎 II 民法基礎 III			
	民法 II	民法基礎 I 民法基礎 II 民法基礎 III		刑事法 (総合)	刑法 刑事訴訟法 刑事訴訟法 I 刑事訴訟法 II 上記 4 科目のうち 1 科目以上
	商法 I	商法基礎			
	商法 II	商法基礎			
	民事訴訟法 I	民事訴訟法基礎			
	民事訴訟法 II	民事訴訟法基礎		訴訟実務基礎 (民事)	民法基礎 I 民法基礎 II 民法基礎 III 商法基礎 民事訴訟法基礎
	刑法	刑法基礎			
刑事訴訟法	刑事訴訟法基礎	訴訟実務基礎 (刑事)	刑法基礎 刑事訴訟法基礎		

※2008年度，「刑事訴訟法」(4 単位) は，「刑事訴訟法 I」(2 単位)，「刑事訴訟法 II」(2 単位) に分割開講された。2009年度以降に 3 年次に進級できず 2 年次にとどまる場合，2010年度以降における「刑事法 (総合)」の前提科目は，「刑法，刑事訴訟法，あるいは刑事訴訟法 I，刑事訴訟法 II の 4 科目のうち 1 科目以上」である。

③ 指定外クラスの履修

指定外クラスの履修が必要な場合は、必ず指定期間内（掲示予定）に法科大学事務室に所定の申請書を提出すること。許可された場合、学事センターが登録するので、必ず各自で登録を確認すること。

④ 再履修クラス

進級した後に、進級前の年次に配当されている必修科目を再履修しようとする場合は、みずからの属するクラス（Aであれば2A，Bであれば2B）で履修登録すること。時間割上、進級後の年次の他の必修科目の開講時間と重なるときは、例外的に進級後の年次の必修科目について、クラスを替える措置を取ることがある。指定外クラスの履修については、③の手続によること。クラス替えをしても開講時間が重複する場合は、進級前の年次に配当されている必修科目の履修を優先し、その結果履修することができなかった進級後の年次の必修科目の履修は、さらに次の年次に履修することとする。

⑤ 留年の場合の科目履修

留年した場合、既に単位修得した科目を取り直す必要はない。

なお、留年した場合、次の年次の必修・選択必修科目は取れないが、選択科目については、個別の申請によって年次指定を外して履修できる場合がある。

⑥ 法律実務基礎科目の履修と予備登録

A群：2年次生は1科目（2単位）以上必ず修得すること。1科目を超えて修得した単位は、選択科目の単位として算入される。3年次生でも受講者数によっては受講できる。

B群：3年次生は2科目（4単位）以上必ず修得すること。2科目を超えて修得した単位は、選択科目の単位として算入される。

なお、これらの科目は、事前に希望調査（予備登録）を行った上で、人数調整を行う。この予備登録の結果に従って学事センターが登録するので、必ず各自で登録を確認すること。

⑦ リーガルクリニックの履修

リーガルクリニックは、春学期・秋学期同内容で開講するが、各学期15名を上限とする。履修できるのは、いずれか1学期に限る。

⑧ エクスターンシップへの派遣と履修希望調査

エクスターンシップは、派遣期間が春・夏期休暇中だが、事前に履修希望を調査した上、派遣先を決定する。派遣が決まった者は、所定の事前授業に必ず出席すること。また、エクスターンシップに派遣された者は、派遣後、直近の学期にて学事センターが登録するので、必ず各自で登録を確認すること。なお、夏期休暇中のエクスターンシップについては、派遣決定が春学期途中になされるので、履修予定者は、最高履修限度の単位数を超えないように、あらかじめ年間履修計画を立てて登録を行うこと。エクスターンシップの派遣が決まっても、予備登録で認められた他のB群科目の履修を変更・中止することはできない

⑨ 自主研究・論文作成

1) 自主研究・論文作成の単位を修得しようとする学生は、次の要領で論文を提出しなければならない。

1. 論文の字数 2万字程度
2. 提出期限 その年度において教授会が定める日時
3. 提出先 法科大学院事務室

2) 提出された論文は、授業担当者及び法科大学院長が指名する教員1名による審査を受けなければならない。

⑩ 重複履修の禁止

以下の科目については、重複履修できない。

変更前			変更後	
開講年度	科目名		開講年度	科目名
～2006	公法Ⅰ（2単位）	→	2007～	憲法（2単位）
～2006	公法Ⅱ（2単位）	→	2007～	行政法（2単位）
～2006	租税法（2単位）	→	2007～	租税法Ⅰ（2単位）
～2006 ～2006	紛争解決技法（ロイヤリング） （2単位） ネゴシエーション（2単位）	→	2007～	ネゴシエーション・ロイヤリング （2単位）
～2006	国際民事紛争処理（2単位）	→	2007～	国際民事紛争処理（1単位）
～2006	外国法（2単位）	→	2007～	英米法（2単位）
～2007	刑事訴訟法（4単位）	→	2008 2008 2009～	刑事訴訟法Ⅰ（2単位） 刑事訴訟法Ⅱ（2単位） 刑事訴訟法（4単位）
～2006	Law and Practice… （2単位）	→	2008～	Law and Practice…（1単位）
～2008	エクスターンシップ （2単位）	→	2009～ 2009～	エクスターンシップⅠ（1単位） エクスターンシップⅡ（1単位）
～2009	商法（4単位）	→	2010～ 2010～	商法Ⅰ（2単位） 商法Ⅱ（2単位）
～2009	要件事実（2単位）	→	2010～	要件事実と法曹実務（2単位）

●修了要件・進級要件・退学要件

修了要件：64単位 [必修36単位，選択必修6単位（A群2単位，B群4単位），選択22単位（a・b群から10単位以上）]

進級要件：必修20単位を含む24単位を進級の要件とする。

退学要件：同一年次に通算4セメスター（休学期間を除く）を超えて留まることはできない。
ただし春学期が4セメスター目に当たる場合に限り，当該年度の秋学期まで同一年次での在籍とする。この場合は，当該年度の秋学期休学は認められない。なお，半期休学によって履修に不都合が生じても特例の措置はとらない。休学前に履修計画を検討すること。

●履修上の注意

① 履修登録単位数の上限

履修登録単位数は，2年次は36単位まで，3年次は44単位までとし，これを超えて履修登録することはできない。なお，履修中止をしても最高履修限度の登録単位数に含まれるので注意すること。

なお，早稲田大学大学院法務研究科との単位互換により履修する授業科目は，進級・修了要件の単位としては算入されない。

② 必須科目の履修とその前提科目の単位修得

前提科目とは，特定の科目の履修にあたり，既に単位を修得していなければならない科目をいう。下表の左側に位置する科目を履修するには，右側の前提科目の単位修得が条件となる。進級要件の必要単位数を修得して進級した場合でも，下表の必修科目については，必要な前提科目を修得していない限り，その科目の履修は認められない。

配当年次	科目名	前提科目
3年次	民事法（総合）	民法Ⅰ 民法Ⅱ 商法 商法Ⅰ 商法Ⅱ 民事訴訟法Ⅰ 民事訴訟法Ⅱ 上記7科目の中から2科目以上
	刑事法（総合）	刑法 刑事訴訟法 刑事訴訟法Ⅰ 刑事訴訟法Ⅱ 上記4科目のうち1科目以上

※2008年度，「刑事訴訟法」（4単位）は，「刑事訴訟法Ⅰ」（2単位），「刑事訴訟法Ⅱ」（2単位）に分割開講された。2009年度以降に3年次に進級できず2年次にとどまる場合，2010年度以降における「刑事法（総合）」の前提科目は，「刑法，刑事訴訟法，あるいは刑事訴訟法Ⅰ，刑事訴訟法Ⅱの4科目のうち1科目以上」である。

③ 指定外クラスの履修

指定外クラスの履修が必要な場合は，必ず指定期間内（掲示予定）に法科大学事務室に所定の申請書を提出すること。許可された場合，学事センターが登録するので，必ず各自で登録を確認すること。

④ 再履修クラス

進級した後に，進級前の年次に配当されている必修科目を再履修しようとする場合は，みずからの属するクラス（Aであれば2A，Bであれば2B）で履修登録すること。時間割上，進級後の年次の他の必修科目の開講時間と重なるときは，例外的に進級後の年次の必修科目について，クラスを替える措置を取ることがある。指定外クラスの履修については，③の手続によること。クラス替えをしても開講時間が重複する場合は，進級前の年次に配当されている必修科目の履修を優先し，その結果履修することができなかった進級後の年次の必修科目の履修は，さらに次の年次に履修することとする。

- ⑤ 留年の場合の科目履修
留年した場合、既に単位修得した科目を取り直す必要はない。
なお、留年した場合には、次の年次の必修・選択必修科目は取れないが、選択科目については、個別の申請によって年次指定を外して履修できる場合がある。
- ⑥ 法律実務基礎科目の履修と予備登録
A群：2年次生は1科目（2単位）以上必ず修得すること。1科目を超えて修得した単位は、選択科目の単位として算入される。3年次生でも受講者数によっては受講できる。
B群：3年次生は2科目（4単位）以上必ず修得すること。2科目を超えて修得した単位は、選択科目（その他）の単位として算入される。
なお、これらの科目は、事前に希望調査（予備登録）を行った上で、人数調整を行う。この予備登録の結果に従って学事センターが登録するので、必ず各自で登録を確認すること。
- ⑦ リーガルクリニックの履修
リーガルクリニックは、春学期・秋学期同内容で開講するが、各学期15名を上限とする。履修できるのは、いずれか1学期に限る。
- ⑧ エクスターンシップへの派遣と履修希望調査
エクスターンシップは、派遣期間が春・夏期休暇中だが、事前に履修希望を調査した上、派遣先を決定する。派遣が決まった者は、所定の事前授業に必ず出席すること。また、エクスターンシップに派遣された者は、派遣後、直近の学期にて学事センターが登録するので、必ず各自で登録を確認すること。なお、夏期休暇中のエクスターンシップについては、派遣決定が春学期途中になされるので、履修予定者は、最高履修限度の単位数を超えないように、あらかじめ年間履修計画を立てて登録を行うこと。エクスターンシップの派遣が決まっても、予備登録で認められた他のB群科目の履修を変更・中止することはできない
- ⑨ 自主研究・論文作成
1) 自主研究・論文作成の単位を修得する学生は、次の要領で論文を提出しなければならない。
1. 論文の字数 2万字程度
2. 提出期限 その年度において教授会が定める日時
3. 提出先 法科大学院事務室
2) 提出された論文は、授業担当者及び法科大学院長が指名する教員1名による審査を受けなければならない。
- ⑩ 重複履修の禁止
以下の科目については、重複履修できない。

変更前			変更後	
開講年度	科目名		開講年度	科目名
～2006	公法Ⅰ（2単位）	→	2007～	憲法（2単位）
～2006	公法Ⅱ（2単位）	→	2007～	行政法（2単位）
～2006	租税法（2単位）	→	2007～	租税法Ⅰ（2単位）
～2006 ～2006	紛争解決技法（ロイヤリング） （2単位） ネゴシエイション（2単位）	→	2007～	ネゴシエイション・ロイヤリング （2単位）
～2006	外国法（2単位）	→	2007～	英米法（2単位）
～2007	刑事訴訟法（4単位）	→	2008 2008 2009～	刑事訴訟法Ⅰ（2単位） 刑事訴訟法Ⅱ（2単位） 刑事訴訟法（4単位）
～2006	Law and Practice… （2単位）	→	2008～	Law and Practice…（1単位）
～2008	エクスターンシップ （2単位）	→	2009～ 2009～	エクスターンシップⅠ（1単位） エクスターンシップⅡ（1単位）
～2009	商法（4単位）	→	2010～ 2010～	商法Ⅰ（2単位） 商法Ⅱ（2単位）
～2009	要件事実（2単位）	→	2010～	要件事実と法曹実務（2単位）

9 月 修 了

春学期をもって修了要件を満たした者は9月修了が可能です。2010年9月に修了を希望する学生は、2010年7月22日（木）までに学事センター（教務）へ所定用紙で申し出てください。詳細については、掲示で確認してください。

なお、9月修了する場合の学費は減額されます。

詳細は学事センター（学費）窓口にお問い合わせください。